

令和5年第1回臨時会

むかわ町議会会議録

令和5年 4月27日 開会

令和5年 4月27日 閉会

むかわ町議会

令和5年第1回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (4月27日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長行政報告及び提出事件の大要説明	7
報告第3号の上程、説明、質疑	9
報告第4号の上程、説明、質疑	10
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
閉議及び閉会	35
署名議員	37

むかわ町告示第19号

令和5年第1回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月24日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和5年4月27日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第 3号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)

報告第 4号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)

承 認

承認第 1号 専決処分につき承認を求める件
(令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第14号))

承認第 2号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)

議 案

議案第 26号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 27号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第1号)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和5年第1回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年4月27日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 報告第 3号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 6 報告第 4号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 7 承認第 1号 専決処分につき承認を求める件
(令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第14号))
- 第 8 承認第 2号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)
- 第 9 議案第26号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第27号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|-------|----|
| 1番 | 栗原健一 | 議員 | 2番 | 伊藤恵美 | 議員 |
| 3番 | 古内みゆき | 議員 | 4番 | 奥野恵美子 | 議員 |
| 5番 | 東千吉 | 議員 | 6番 | 佐藤守 | 議員 |
| 7番 | 中島勲 | 議員 | 8番 | 大松紀美子 | 議員 |

9番	三上純一議員	10番	小坂利政議員
11番	北村修議員	12番	津川篤議員
13番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	梅津晶
総務企画課幹主	柴田巨樹	総務企画課幹主	栃丸直士
総務企画課幹主	三上祐	町民生活課長	佐々木義弘
町民生活課幹主	菊池恵美	町民生活課幹主	小坂僚介
健康福祉課長	菅原光博	健康福祉課参事	今井喜代子
健康福祉課幹主	加藤こずえ	健康福祉課幹主	熊谷伸一
健康福祉課幹主	高橋佳香	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課参事	高木龍一郎	農林水産課参事	藤野真稔
農林水産課幹主	宮村敦嗣	農林水産課幹主	飛岡雅幸
経済建設課長	大塚治樹	経済建設課参事	菊池功
企画町民課長	吉田直司	企画町民課幹主	山木美幸
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	西幸宏
教育振興室長	藤田浩樹	生涯学習課幹主	澤田健
選挙管理委員会事務局長	石川英毅	農業委員会会長	東和博

農業委員
支 局 會
長

宮 村 敦 嗣

監 査 委 員

数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長

今 井 巧

主

査

酒 卷 早 苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回むかわ町議会臨時議会を開会いたします。

冒頭ではありますが、4月17日に開催されました議会運営委員会での結果を踏まえ、議場内でのマスクの着用は個人の判断に委ねるとともに、一般傍聴の人数制限を解きます。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じることとします。

また、会議時間短縮のため、質疑は議題外にわたることなく、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うように切にお願いをいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中島 勲議員、8番、大松紀美子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第133号のとおりです。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長からの行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、3点について御報告を申し上げます。

1点目として、新型コロナウイルス感染症における令和5年第1回定例会で報告した以降の対応状況につきまして御報告を申し上げます。

本年3月13日からマスクの着用の考え方が見直しされ、5月8日からは感染法上、5類感染症に位置づけされることとなっております。4月21日に開催されました北海道の感染症対策本部会議では、国の方針に基づき、5類移行後の基本的感染対策は個人、事業者の判断が基本となり、発熱等の症状があるときの相談窓口である健康相談センターは引き続き開設されますが、無料検査事業、陽性者登録センター、自宅療養セット送付、パルスオキシメーター貸出し、宿泊療養施設、飲食店第三者認証制度の取組は終了します。

北海道の感染症対策本部は廃止され、5月8日以降、感染症対策連絡本部が立ち上がり、5類移行後の医療体制、ワクチン接種事業について円滑な移行を図ることとされていることから、本町といたしましても北海道と連絡、連携を図り、引き続き町民の皆さんへの情報の提供、ワクチン接種事業の実施等の感染症対策を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目として、事前復興計画の策定の取組状況について御報告を申し上げます。

計画、策定全般につきましては、公募型プロポーザルにより、委託する事業者を選定して取り組むこととしており、4月25日に第1回プロポーザル選定委員会を開催し、翌日から募

集を開始することとしております。今後、参加表明、企画提案書の提出を受け、6月に最適提案者を決定し、委託契約を締結することとしております。契約締結後は、基礎データの事前整理と分析、具体的な被害想定を作成、復興まちづくりの目標、復興手順等、職員による復興訓練の実施を行うとともに、令和6年度末を期限に定め、計画策定に取り組んでまいります。

3点目でございますが、本年4月1日より、全国で初となりますテレビの地上波を活用した次世代放送サービスHybridcastによる情報提供システムの本格運用を開始しております。このシステムはテレビのdボタンを活用し、防災情報をはじめ、様々な生活情報を最も身近な情報伝達手段であるテレビを使用して配信するものです。これまでの情報伝達方法に加えての多重化を図るものでございます。

今後は、引き続き町民の皆さんに対し必要な情報を迅速かつ効率的に提供するとともに、安心・安全なまちづくりに努め、この仕組みの有効活用を図ってまいります。

以上、3点を申し上げ、第1回臨時会に当たり、行政報告とさせていただきます。

本臨時会で御審議いただきます事件につきましては、報告2件、承認2件、議案2件であります。

報告第3号 専決処分報告に関する件につきましては、物損事故におきまして、地方自治法の規定により損害賠償の額を決定し、令和5年3月22日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第4号 専決処分報告に関する件につきましては、公用車で走行中に発生した事故につきまして、地方自治法の規定により損害賠償の額を決定し、令和5年3月28日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）を令和5年3月31日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法等の改正に伴い、むかわ町税条例の一部を改正する条例を令和5年4月1日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第26号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）につきましては、事業の必

要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上、提出事件の対応を申し上げました。後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の概要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の概要説明を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第5、報告第3号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務企画課主幹。

[三上 祐総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（三上 祐君） 報告第3号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

本件は損害賠償の額の決定に関する件でございまして、令和4年12月22日に町道福住6号を車両にて走行中、マンホールの蓋が浮き上がり、走行車両に損害を与えたことから、示談成立に向け、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年3月22日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は8万2,500円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございまして、専決処分日と同日付で示談が成立し、町が加入する全国町村会総合賠償保険により支払われてございます。

なお、原因となったマンホールにつきましては、速やかに現場を確認し、再発防止の対応をさせていただきます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第2号の規定する1件の金額が200万円以下の損害賠償であるため、専決処分をしたものでございます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） この報告3号なんだけれども、ちょっと不思議なので状況をお伺いしたいと。

ここでは、マンホールの上部を通過したところ、マンホール蓋が浮き上がったと。通過して、なぜ浮き上がったのか。どう考えてもちょっと不思議なんだけれども、どういうふうな現象だったのか。そもそも、そういうふうな問題点があったのか。そこら辺を含めてお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大塚経済建設課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） このマンホールにつきましては、下水道のマンホールでして、現地確認したところ、本来、マンホールの下とか裏側に飛び上がらないような仕掛けがあって、最終的にはT字の部分がついていて、それが引っかかって上がらないようになっているものなんですけれども、そのT字の部分が破損していたので、そのため通行したときに跳ね上がって車両を損傷したという現象になっていますので、そちらのほうは速やかに対応して直してあります。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そうしたら、そういうようなところは、ほかにないんですか。そんなことが起きるのであれば、ほかにもいっぱいありそうな感じなんだけれども、その辺の点検はなかったのですか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 全てを点検しているわけではございませんので、点検するようにいたしたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第3号は報告済みといたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第6、報告第4号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決

定に関する件) を議題といたします。

本件について報告を求めます。

梅津総務企画課参事。

[梅津 晶総務企画課参事 登壇]

○総務企画課参事(梅津 晶君) 報告第4号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は2万2,073円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。経過の概要につきましては、令和4年12月29日、町内松風1丁目の町道におきまして、本町職員が運転する公用車と相手方が運転する自動車による出会い頭の衝突が発生し、相手方の自動車に損傷を与えたものでございます。

町側の過失割合は20%で、令和5年3月28日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第2号の規定により同日付で専決処分したものでございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長(野田省一君) 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第4号は報告済みといたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野田省一君) 日程第7、承認第1号 専決処分につき承認を求める件(令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第14号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務企画課主幹。

[三上 祐総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（三上 祐君） 承認第1号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）の専決処分につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入におきまして、町税における令和4年度内の収入見込みに伴う調整及び令和4年度末に確定しました地方交付税、地方譲与税などの交付額並びに各事業の財源となります地方債の発行額、また、ふるさと納税の採納額のほか、国庫及び道支出金の交付見込みによる調整、財産収入における納付実績を整理したこと。

歳出におきましては、特定目的基金を財源とした林業事業における年度内執行内容の確定及びふるさと納税の寄附者の意向に基づき、今年度以降に活用する各基金積立予算額の確保のほか、歳入の確保に伴う各事務事業における財源振替など所要の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,890万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億3,748万1,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額につきましては、議案書7ページから10ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。

議案書11ページの第2表につきましては、第2条の繰越明許費の補正でございまして、令和4年第3回定例会に提出、補正予算（第8号）で追加し、令和5年第1回定例会で提出、補正予算（第13号）で変更いたしました林業施設災害復旧事業が令和4年度内に事業が完了したことから、繰越明許費を廃止したものでございます。

議案書12ページの第3表につきましては、第3条の地方債の補正の件でございまして、地方債を財源として執行した各事業の完了により、令和4年度における借入可能額が確定したことに伴いまして、小規模治山事業債ほか4事業につきまして限度額の補正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第14号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページ、1款町税の432万7,000円の減額につきましては、1項2目法人町民税の法人税割におきまして、修正申告及び現年度事業分における確定申告に伴う業績減等により予定納税分の還付、4項たばこ税においては、町内販売本数の減少が見込まれることから予算額を

整理したものでございます。

2款地方譲与税から4ページ、9款地方特例交付金及び5ページ中段、11款交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれ令和4年度の譲与額、交付額が確定したことに伴いまして、既定額に追加または減額を行い、予算額を整理したものでございます。

説明書5ページ、10款地方交付税につきましては、令和4年度の特別交付税が8億2,405万7,000円と確定したことに伴い、既定額との差3億2,405万7,000円を追加したものでございます。

14款国庫支出金及び15款道支出金につきましては、いずれも年度内交付確定による予算を整理したものでございまして、各補助金につきましては、資料右側の説明欄に記載のとおりでございます。

16款財産収入につきましては、説明書6ページに入らせていただきまして、2項1目不動産売払収入として、町有林造成事業で間伐した立木の売払実績及び宅地分譲地でございます四季の里・豊城の売買に伴い、追加したものでございます。

17款寄附金につきましては、一般寄附金として令和4年度のふるさと納税採納額が6,813万8,000円と確定したことにより、既定額との差180万5,000円を追加、また、指定寄附金といたしまして、企業版ふるさと納税の採納が2件ありましたことにより追加したものでございます。

なお、企業版ふるさと納税を採納した2件のうち、御意向により公表可能な範囲で御報告申し上げます。

みんなで支え合い、明るい未来を創る事業に対する申出が2件ございまして、いずれも復興拠点施設等整備事業で活用するものとして、1件目は、札幌市中央区北4条西1丁目3番地、ホクレン農業協同組合連合会、代表理事会長篠原末治様から令和5年3月23日付で申出があり、令和5年3月30日に100万円を採納。

2件目につきましては、日高郡新ひだか町静内緑町1丁目2番1号、株式会社長嶺設備工業、代表取締役中畑譲司様から令和5年3月27日付で申出があり、令和5年3月31日に採納してございます。

御報告した2件の指定寄附金につきましては、歳出事業におきまして財源振替を行い、令和4年度事業で活用を図らせていただきます。

18款1項基金繰入金につきましては、各交付金及び特別交付税の確定に伴い、令和4年度の一般財源の確保が見込まれることから、歳入歳出の財源調整として繰入を予定していた

1目財政調整基金のほか、各事務事業で活用してございました5つの特定目的基金を次年度以降に活用することを考慮いたしまして、合計で2億7,322万9,000円を減額したものでございます。

説明書6ページ下段から7ページ、21款町債につきましては、各事業の完了に伴い、借入額が確定したことから5つの事業に係る予算額を減額したものでございます。

続きまして、8ページ、歳出を御説明申し上げます。

2款1項5目200番、基本基金積立金につきましては、この後御説明申し上げます本基金と立木売払収入を財源とする林業振興事業及び造林事業の執行の確定及び歳入で御説明申し上げました立木売払実績により次年度以降の事業で活用するため、原資積立金予算を275万2,000円追加したものでございます。

9目261番、まちなか再生事業につきましては、一般財源の確保により財源を胆振東部地震対策基金繰入金から振替したものでございます。

262番、復興拠点施設等整備事業につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げた17款寄附金、企業版ふるさと納税の採納により財源振替をしたものでございます。

273番、共に創るまちづくり事業につきましては、一般財源の確保により財源を地域振興基金繰入金から振替したものでございます。

300番、地域振興基金積立金、305番、未来担い手基金積立金、306番、恐竜の卵基金積立金につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴い、それぞれ原資積立予算を整理したものでございます。

説明書9ページ、10目287番、自治区活動支援事業及び11目340番、安心・安全対策事業につきましては、一般財源の確保により財源を地域振興基金繰入金から振替したものでございます。

13目400番、町民会館等管理運営事務につきましては、一般財源の確保により財源を公共施設長寿命化推進基金から振替したものでございます。

14目410番、四季の館管理運営事務につきましては、一般財源の確保により財源を四季の館営繕基金繰入金から振替したものでございます。

3款2項1目912番、子育て応援基金積立金につきましては、一般財源の確保が見込まれたことから、後年度以降に執行が見込まれる事業で活用するため、原資積立金予算5,000万円を追加したものでございます。

説明書10ページに入りまして、2目925番、こども園運営支援事業及び930番、地域保育所

管理運営事務につきましては、歳入の14款国庫支出金における年度内交付確定に伴う財源の振替をしたものであり、5款1項2目1210番、地域農業推進事業につきましては、15款道支出金の年度内交付の確定及び一般財源の確保により両地区の農業活性化基金推進事業に係る財源を地域振興基金繰入金から振替したものでございます。

2項1目1340番、林業振興対策事業につきましては、歳入、16款立木売払収入の追加に伴う財源の振替、1351番、私有林等整備促進事業につきましては、森林環境譲与税を財源に執行した令和4年度事業の確定に伴い、補助金を減額、1419番、森林環境譲与税基金積立金につきましては、1351番及びこの後御説明いたします1550番事業の減額に伴い、その財源でありました森林環境譲与税を次年度以降の事業に活用するため、原資積立予算額を追加したものでございます。

1360番、小規模治山事業及び1447番、林業専用道整備事業につきましては、地方債の借入額の確定に伴いまして、財源振替をしたものでございます。

説明書11ページ、2目1430番、基本基金管理事務及び1440番、基本基金造成事業につきましては、200番事業で御説明したとおり、次年度以降に基金活用を図るため、各項目における実績見込みにより減額したものでございます。

7款2項2目1640番、町道整備事業、3項1目1660番、河川維持管理事務及び説明書12ページ、8款1項1目1770番、胆振東部消防組合運営事務につきましては、地方債の借入額を確定したことに伴い、財源振替をしたものでございます。

2目1780番、防災対策事業につきましては、一般財源の確保により、財源を地域振興基金繰入金から振替したものでございます。

9款1項4目1857番、鈴木章記念事業推進基金積立金及び4項1目2160番、生涯学習推進基金積立金につきましては、ふるさと納税の寄附者の御意向に伴い、それぞれの原資積立予算額を整理したものでございます。

説明書12ページから13ページ、13款1項1目2550番、林道施設災害復旧事業につきましては、事業が完了したことに伴い、減額したものでございます。

以上で承認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つかお尋ねしますが、1つは、地方交付税の説明で8億云々という話がありました。それは、あれですか。当初見込みの交付税額に対して、最終的に8億余りがきたんだけど、その調整をした結果、残りの額で3億2,400万がここに追加補正されたというふうに捉えていいのかというのが第1点であります。

それから2つ目に、そういう中で、交付税等々が増えた中で、歳出で基金の繰入れ、特に財調等に振り向けているわけなんですけれども、そこら辺のところの、どういう判断をしながら財調に残すというのは財政にとっては最も欲しいやり方だというふうには思いますけれども、その辺のところの取り組み方をひとつ説明願いたいのと、R4年度末でとすると、財調の残額は、残額といいますか積立額はどれぐらいになるのか、そこも含めてお示し願いたいというふうに思います。

基金については、本来であればそういう資料もつけていただけるとありがたいなと思っ
ているんですが、そこら辺を含めて主立ったところの基金の積立額がどれぐらいになるのか、併せて回答願いたい。

○議長（野田省一君） 三上主幹。

○総務企画課主幹（三上 祐君） ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

質問の趣旨は3点となります。

まず、特別交付税でございますが、特別交付税といたしまして、令和4年度の当初予算で4億円を見込み、3月補正で1億円追加し5億円。そして、今回、交付確定額が8億円ということで、その差額の3億2,000万円を追加補正したものでございます。

次に、財政調整基金の取扱いについての御質問に対してでございますが、財政調整基金につきましては、各年度の事務事業におきまして、財源調整が必要となる場合に財政調整基金を取り崩しながら予算を組んでいくという部分については御承知かというふうに考えてございます。その中で、令和5年度の当初予算の段階におきましても、財政調整基金、当初予算で2億2,000万取り崩して予算を組んでいるというような状況でございます。そういった考えの中からも、今回特別交付税で追加補正、一般財源として組み込まれた財源、こちらのほうを次年度以降の事務事業の財源調整を図る意味の上でも、財政調整基金の取崩しを、1億8,600万円ほどの取崩しを減額したというような補正で今回御報告申し上げたところでございます。

最後に、財政調整基金の年度末の基金残高の推移、こういった点についての質問ござい

ますが、令和4年度の予算額ベースで財政調整基金、令和4年度末で見込まれる現在高につきましては、11億9,000万円ほどの見込みとしてございます。

以上、3点の説明に対する答えとさせていただきます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「議長、全般を聞いているんですか。まとめているんですか」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 全部です。

〔「言ってください」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分につき承認を求める件（令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第14号））を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

〔菊池恵美町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきまして

御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、むかわ町税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書13ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に交付され、むかわ町税条例の改正が必要となりましたが、施行日が4回に分けられることから、今回は令和5年4月1日に施行されたものについてのみ、議会開催のいとまがございませんでしたので、令和5年4月1日、専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

説明の都合上、別冊議案資料の1ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴う、むかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨については先ほど御説明したとおりでございます。

次に改正概要についてですが、①個人町民税関係に関する項目でございます。第46条の改正につきましては、施行規則様式の新設に伴う改正、附則第8条において肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例適用期限を3年延長、附則第17条の2において、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例期限を3年延長するものでございます。

②の法人町民税に関する項目につきましては、第48条、第50条において、施行規則様式の新設に伴う改正をするものでございます。

③の固定資産税関係につきましては、附則第10条において、令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規定の施行、附則第10条の2、10条の3において、大規模改修等が行われたマンションに対する減額措置に関する規定の整備、附則第10条の4、10条の5において、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例期間の変更、附則第10条の6において、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の新設に伴う規定の整備をするものでございます。

④軽自動車税関係につきましては、附則第15条の2、第15条の6において、臨時的軽減措置に係る規定を削除、附則第16条において、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を3年間、25%軽減の対象については2年間期限を延長するものでございます。

⑤たばこ税関係につきましては、第98条、第101条において、施行規則様式の新設に伴う

改正をするものでございます。

⑥その他でございますが、附則第16条の2、第25条において、法律改正に合わせて規定の整備等をするものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、議案資料2ページから14ページに記載してございますので、後ほど御確認ください。

議案書の13ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則といたしまして、第1条で施行期日を規定しております。第2条では、固定資産税に係る経過措置を、第3条では、軽自動車税に係る経過措置を規定しているものでございます。

以上、承認第2号の説明とさせていただきます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、議案第26号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

〔菊池恵美町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 議案第26号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書19ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の交付により、むかわ町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

説明の都合上、別冊議案説明資料15ページをお開き願います。

むかわ町国民健康保険税条例の改正概要により御説明いたします。

1の改正の趣旨につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、一部が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、今回の改正につきましては、国の税制改正により国民健康保険税における負担の公平性の確保及び中低所得層の負担軽減を図るため、令和5年度において、軽減措置の拡充及び課税限度額の引上げを行うものでございます。

1つ目としまして、課税限度額の改正でございます。

第2条第3項、第4項、第23条関係の改正につきましては、課税限度額を国の基準に合わせるため、後期支援金分を現行19万円を3万円引き上げ22万円に、介護分を現行16万円を1万円引き上げ17万円に、それぞれ課税限度額を引き上げ、合計で4万円の引上げとし、国基準と同額とするものでございます。

医療分につきましては、現行国基準と同額のため改正はありません。

次に、2つ目、国民健康保険税の減額に係る所得の軽減判定基準の改正でございます。

第23条関係の改正につきましては、国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定の対象となる所得基準額の算定において、被保険者数に乘すべき金額を引き上げることにより、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものでございます。

内容としましては、5割軽減の所得の算定における所得判定基準額を改正前の28万5,000円から改正後29万円に引き上げ、2割軽減の所得の算定における所得判定基準額を改正前の52万円から改正後53万5,000円に引き上げるものです。7割軽減については、改正はありま

せん。

次に、3つ目、その他でございますが、法改正に合わせて規定の整備、適正化のために記載条項を改正するものでございます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税の負担軽減を図ることを目的に、改正する課税限度額を国の基準に合わせるもので、軽減措置の判定基準につきましては、消費者物価など経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うものです。本改正内容につきましては、むかわ町国民健康保険事業運営協議会へ諮問を行い、答申を受けた内容となっております。

なお、本改正条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料の16ページから22ページに記載してございます。

議案書の19ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、改正後のむかわ町国民健康保険税条例の規定は令和5年4月1日から適用するもので、この条例による改正後のむかわ町国民健康保険税条例の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものでございます。

以上、議案第26号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松委員。

○8番（大松紀美子君） 限度額の引上げ、今でも高くて、なかなか大変な保険税が、また国に合わせて限度額を引き上げるという点について、承服できるものではないのですが、ちょっと幾つかお聞きします。

この限度額の引上げによって、影響を受ける世帯、それから金額を教えてください。

それから、（2）の軽減が、もうちょっと限度が引き上げられるということで、これも対象になる世帯、金額等がどれぐらいになるのか。5割軽減、2割軽減、それぞれ別々に教えてください。

○議長（野田省一君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、課税限度額の改正でございますけれども……。

〔「もうちょっと大きい声でお願いします」と言う人あり〕

○町民生活課主幹（菊池恵美君） すみません。

課税限度額の改正の影響額でございますけれども、試算では約80世帯で約240万程度の影響額となっております。

軽減措置の拡充ですけれども、合計で3件、10万4,000円程度の拡充の影響額となっております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つは軽減に関わってなんですけれども、5割軽減、7割軽減はちよさない、5割軽減で5,000円なんですよね。これでいくと、ほとんど軽減、この5割軽減増えたぞ、増やしたぞ、軽減率を増やしたといっても、適用者はほとんどいないんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうなのか伺っておきたいというふうに思うんです。あわせて、それは2割軽減についても、これは1万5,000円ですから少しいるのかなと思いますけれども、これで世帯数でいくと、どのぐらいの世帯の該当にという形になるのかということも含めて。

なぜこうやって聞くかというのと、やっぱりこういう状況の中であれば、これは国の基準そのものということなんだろうけれども、町独自として、ここら辺のところ、さらにプラスして負担軽減を図るという方向は、検討はなかったのかどうか。そういう意見というのは当然、聞きますと諮問委員会の中でも出たというふうな話も聞いておりますけれども、そこら辺のところの状況をお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず、軽減世帯数でございます。

5割軽減、改正前の世帯数は137世帯、改正後の世帯数は139世帯で、2世帯が影響のある世帯というふうになってございます。また、2割軽減については、改正前ですと101世帯、改正後ですと102世帯の1世帯について影響があるというところでございます。

また、軽減の町独自の拡充ということでございますが、国保の運営協議会の中では、そのような軽減の拡充に係る意見等はございませんでした。

また、国保の、国民健康保険準備基金でございますが、そちらのほうも金額について限り

ございますので、独自の軽減というところは考えてございません。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑……。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今お話しされたように、僅か1件、2件の話しかないんですね。やっぱりこれだと、本来国保の持つ趣旨からいって、本当にこれでいいのかなという感じがするわけです。やはり、最高限度額を4万円上げちゃうわけですから、これもなかなか大変な状況だというふうに思っているんですけども、やっぱり、そういうふうなこととの見合いでいけば、この軽減の状況ももう少し増やしながらか、実際に払えなくて収入未済になるという状況の我が町の現状からいえば、こういうものでやっぱり少し手厚い保護をしながら上げていくというのは大事じゃないかというふうに思うんですけども、改めてその辺で見解があれば伺っておきたい。

それから、この検討の中で、今回この令和5年度に向けての検討の中で、子どもの均等割の問題はこれまでも私どもからもお話をさせていただきました。これの年齢引上げや、あるいは、この状況を引き上げるということを提案させていただいておりますけれども、これらについて5割のところをもう少し上げるとか、そういうことの検討というのはどのような状況になっておるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 国保税の関係についてお答えをしたいと思います。

まずは、今回の税制の改正によりまして、実は税率の改正もございました。この点については町独自の判断ということで、税率の部分については据え置くということで、今回は上げなかったという経緯がございます。これは国保の審議会の中でも現行の生活実態のお話も出ておりまして、とりわけ、その国保の加入されている方々の生活実態という部分では、なかなかやはり厳しいものがあるんだろうというようなことで、こういった点にも配慮してきたと。

ただ、限度額を上げるというのは担税能力があるという話でございますので、この分については上げざるを得ないということで審議会の中でも議論ございまして、やはり払える能力があるということであれば、やはりこの部分については上げるべきではないかという議論もあつたところでございます。

税率の改正の詳細については、担当のほうからお答えはいたしますけれども、そういうよ

うな中で今回の国保税の改正ということを決めてきたという経緯がございますので、答弁に代えたいと思います。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） むかわ町の標準保険料率というのが、令和5年度分というのが示されてございます。詳しく申し上げますと、医療分として、所得割8.36%、均等割2万7,126円、平等割2万7,528円。後期高齢者支援分として所得割2.68%、均等割8,943円、平等割9,076円。介護分として、所得割1.86%、均等割8,563円、平等割6,617円。合計しますと、所得割は12.9%、均等割4万4,632円、平等割4万3,221円となっております。こちらなんですけれども、現行のむかわ町の国保税率、市と比較しますと、所得割は1.34%増と、均等割については368円減、平等割については3,221円の増ということとなっております。

また、子どもの均等割の軽減の拡大、拡充等については、国基準とするところで、むかわ町独自の拡大については考えてございません。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私が持っている数字とはちょっと違うんだけれども。確かに、我が町は今年の全国基準で決めた状況から見れば抑えていると、4年度の方で抑えているということでの努力はされているということについては、大いに私も評価はしたいというふうに思っています。しかし、それでいてもこの国保の問題については、負担が大変で払えないという状況が毎年度決算状況の中に表れているように、そういう時代にあるわけでありまして、今後はやっぱり、そういう方向に向けて、特に均等割、子どもの均等割なんかについては、やっぱりさらに努力を、国レベルではなくて町独自としてもやっぱり一定の努力をするというようなことが大事じゃないかと。子ども基金という形で始めている、そういうまちづくりが始まっている町としても、そこら辺のところは今後大いに検討してもらいたいということを書いて、質問に代えたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 町独自の国保健康保険に対してのこれからの向き合い方、これについてもしっかりと、どういうふうな形で接近できるのかなということの一つと考えておりますが、これまでも町、さらには町村会として国民健康保険の安定運営、これはやっぱり国とし

てしっかりと当事者能力というのを発揮していただきたい。これまでもやっていますように、今の国保制度の改革というんでしょうか、これもっとも実効性のあるものにしていただくよう。

それと、加入者の動向というんでしょうか、加入実態というか。これらも踏まえた中で、それぞれの地域の実情というんでしょうか、自治体の実情に応じて財政支援を講じるよう。

それとさらには、国保基盤の強化を図ること。これは徹底して、これからも求めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案26号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、議案第27号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務企画課主幹。

〔三上 祐総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（三上 祐君） 議案第27号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は21ページをお開き願います。

本案は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に影響を受けた生活者や事業者に対し、地域実情に合わせて必要な支援を実施できるよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、増額強化されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、本町で取り進める支援事業及び国が住民税非課税の子育て世帯に対し実施する給付事業を本町が執行する費用のほか、年度内の各事務事業を推進するに当たり、必要な費用を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,779万5,000円を追加し、93億6,085万2,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額につきましては、議案書22ページ、第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出により、特定財源がある事務事業につきましては、歳入を併せて御説明申し上げます。

2款1項9目291番、新型コロナウイルス感染症対応事業8,154万9,000円の追加につきましては、議案説明資料23ページ、地方創生臨時交付金の概要を併せてお開き願います。

本補正予算で追加する交付金事業につきましては、議案説明資料の歳入といたしまして、2点記載してございます。

①として、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図る事業として実施する低所得者支援分及び次に②として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援する事業として実施する推奨事業メニュー分。本町のそれぞれの交付限度額につきましては、①の低所得者支援分が2,980万3,000円、②の推奨事業メニュー分が4,864万6,000円となっており、本町の実情に合わせて支援を事業化するものでございます。

その事業の内容につきましては、議案説明資料の歳出として記載してございます全6事業を取り進めるため費用を追加するものでございます。

各事業につきまして御説明申し上げます。

1つ目は、住民税非課税世帯への生活特別給付金の支給でございまして、物価高騰の影響を受けた方々に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対してむか

わ町金券を支給対象1世帯当たり3万円支給するものであり、給付対象世帯は1,350世帯を予定するもので、扶助費に4,050万円のほか、職員の時間外勤務手当及び事務に係る消耗品や郵送料などの費用を合わせて4,375万円追加するものでございます。

2つ目は、むかわ町福祉介護事業所物価高騰対策支援事業でございまして、町内の介護事業所、福祉事業所、認定こども園における原油及び原材料価格の高騰を受け、厳しい経営状況に直面している事業者に対し安定した事業運営の継続支援を目的に、事業形態及び事業所規模に応じて設定する定額での交付を1,110万円追加。

議案説明資料24ページに入らせていただき、3つ目は、貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援事業でございまして、町内に事業所を有する法人または個人事業主を対象に、所有する車両対象により支援金を交付。1事業当たりの上限額を50万円とし、500万円を追加するものでございます。

4つ目は、むかわ町得々飲食券消費活性化事業でございまして、物価高騰により影響を受けた生活者の消費行動の支援と当町飲食店の利用を喚起することにより地域経済活性化の支援を行うもので、事業費、事務費及び販売促進費を合わせて1,030万円を追加。

5つ目につきましては、物価高騰による給食費無償化支援事業でございまして、給食費につきましては、これまでも当該交付金を活用し支援しているところではございますが、1学期分の給食費を臨時的に無償化することで、直接的に保護者の経済的負担軽減を図ることを目的に支援するもので、839万9,000円を追加するものでございます。

最後の6つ目は、漁業燃油高騰対策支援事業でございまして、町内漁業者に対し、燃料価格高騰の一部を補填し、負担軽減を図る費用として300万円を追加するものでございます。

ただいま御説明申し上げました全6事業の総額は8,154万9,000円、各事業に対する臨時交付金の充当予定額につきましては、6,004万1,000円となっております。

予算説明書4ページに記載してございます全6事業に係る予算内訳につきましては、3節の職員手当等から11節の役務費及び19節の扶助費が1番目の事業費として、18節の新型コロナ対策補助金が2番目及び3番目、そして6番目の事業費として、新型コロナ対策負担金が5番目の事業費として、飲食店応援チケット発行事業交付金が4番目の事業として追加するもので、財源につきましては、説明書3ページ、歳入、14款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほかは一般財源でございます。

続きまして、説明書は4ページから5ページに記載となっております3款2項1目917番、子育て世帯生活支援特別給付金事業427万8,000円の追加につきましては、国が食費等の

物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得者の子育て世帯に対し特別給付金を支給するもので、住民税非課税世帯の子ども1人当たり5万円の給付事業を本町が執行する費用として、扶助費に400万円、職員の時間外手当のほか、事務費用として27万8,000円を追加するものであり、財源につきましては、全額国庫支出金で、説明書3ページ、歳入、14款に同額追加してございます。

説明書5ページ、4款1項2目1045番、高齢者温泉施設健康づくり事業196万8,000円の追加につきましては、令和5年度の予算審査特別委員会におきまして、あつた〇（まる）事業終了に伴う追加説明を申し上げました。入浴扶助に係る経過措置期間延長分を追加計上してございます。

予算説明書は3ページをお開きいただきまして、歳出で説明申し上げていない歳入につきまして御説明申し上げます。

18款1項1目財政調整基金繰入金の2,347万6,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業の一部及び高齢者温泉施設健康づくり事業に係る一般財源分として追加するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

まず、議案第27号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 幾つか伺います。

まず、4ページの291番の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の中なんですけど、歳出の1つ目の低所得者世帯への支援金ということで、金券を交付するということなんですけど、この対策支援金としては低所得者世帯というのが一つの基準のようになっているんですけども、そうなんだろうと思いつつながら、やはり町民の中には自分もその近いところにいるんですけども、その支援金というのが交付されないと、そういうところの何だろう、不平等感みたいなものは、やはり言われるんですね。だから、この辺への対応というのは考えていただけなかったのかなということが1点と、それから、金券を1,350世帯に郵

送すると。ここの中に郵便局での梱包だとか発送外注等と、325万円掲げているんですけども、これはどこへ外部発注してやるのかということも伺います。

それから次に、同じ中で、プレミアム付飲食券を発行すると。これは本当に3,000円で6,000円分ですから非常にプレミアム感が強くて、昨年発行されましたけれども、ちょっと時間遅かったら買えなかったというものがあるんです。このときに町民の皆さんから言われたことは、非常に不平等だと。買い方、販売の仕方。そういうものも、プレミアム商品券を発行しましたよね、年末に。あのときは希望を取りまして、1世帯10万円までとか、そういう限度をつけて、きちんと、1世帯にはこれだけしか買えませんよというものがあつたんです。でもこの飲食券はそうじゃないんですよ。買いたい人は幾らでも買えたということで、これは物すごいブーイング来ました。こんなことをして、こんな不平等なことをしていいのかという苦情をたくさん受けましたので、この販売方法も今回は検討していただかないと、またまた町民からブーイングが来ることは間違いないです。変えたほうがいいと思います。このことをどう考えているのかということも伺います。

それから、5ページの917番の非課税世帯に、お子さんに1人5万円。これ400万ですから、計算したら80人分ということになるのかなと思うんですけども、この辺と、先ほど申し上げました1世帯当たり3万円の金券。重なってくる世帯もあるのかなと思うんですけども、この辺の関係性みたいなのところも分かれば教えてください。

それから、1045の高齢者温泉施設健康づくり事業って、これもしかしたら新しい事業として出てくるのかなと思って聞いていましたら、あつた○(まる)事業の延長分ということで、これも、もう本当にお風呂に行くたびに、ぐらいに言われます。どうしてこんなことするんだろうというね。これが延長分で190万。もうちょっと、この予算設定した詳しい内容を教えてください。

○議長(野田省一君) 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹(熊谷伸一君) 私からは291番事業、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金に関わります特別給付金の関係について御説明いたします。

質問は、給付金の対象を住民税非課税世帯から拡大したい、するということを検討しなかったのかという内容だと思っています。こちらにつきましては現時点の情報ですが、北海道のほうで低所得世帯に対する支援事業といたしまして、住民税、均等割のみ課税されている世帯に対する支援について、現在検討しているという情報があります。今後の対応につきましては、そちらの動きを注視し、検討していきたいと考えております。

続きまして、1,350世帯に対する金券の梱包の外注の内容でございますが、こちらにつきましては、この事業1世帯に対しまして、1,000円のむかわ町金券30枚ずつを郵送する内容となっております。こちらにつきましては苫小牧郵便局と今協議を進めておりまして、袋詰めからゆうパックの発送までを一貫して委託する内容として計上させていただいております。

続きまして、917番事業、低所得子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の関係で、こちらも拡大する協議はなかったのかという内容につきましては、こちらも現時点の情報で、18歳までの全ての子どもを対象に、こちら北海道の事業なんです。お米・牛乳子育て応援事業といたしまして、米と牛乳を購入できる商品券を電子クーポンで支給される事業が、こちらは決まっております。こちらとも合わせまして、先ほど御説明しました住民税均等割のみの世帯への支援についても対象になってきますので、こちらの動きも見ながら対応については考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうからは、2つ目の得々飲食券の消費活性化事業に係る販売方法等につきまして御意見いただきましたので、お答えしたいというふうに思います。

昨年度は12月14日から16日の3日間を販売期間として、申込み等ございませんが、先着で2,500セットの販売をしているところでございます。昨年の実績としましては、初日の4時ぐらいに販売を終了したということを知っているところでございます。そのことから、今回につきましては、販売セット数を昨年の2,500セットから3,000セットに増やし、事業を実施するという事を考えておりまして、販売方法等につきましては、本予算可決後、事業実施主体となるむかわ町商工会さんと調整をしまして、なるべく多くの方に販売できるような形で取組をしていきたいというふうに考えております。

議員のほうからもありました。町民の苦情が多かった、議員のほうに寄せられた声よりも、販売の窓口での声が大変多く、商工会さん側もいろいろ考えているようでございますので、本予算が可決された場合については、速やかに事業主体であるむかわ町商工会さんと調整を図っていきたく思いますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君） 高橋健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（高橋佳香君） 1045番事業、温泉づくり事業、あった○（まる）事業の補

正についてでございます。

まず、今回の補正の額として上げさせていただきました金額の内訳について御説明いたします。

この部分が、経過措置に係る4月から6月分までの当初予算に入っていなかった部分を計上した金額でございます。穂別地区、鶴川地区、合わせますけれども、一月当たり1,250件前後の今支払いをしておりますので、その部分の3か月分というところで196万8,000円の計上をさせていただいたところでございます。

もう1点が、制度の説明についてですけれども、先月3月17日前後、新聞の折り込みチラシで町民の皆さんにお知らせしたほか、温泉の施設のほうにも同じチラシを置いていただきまして、入浴利用される方については、個々にチラシを配付、説明していただいていたところでございます。

また、社会福祉協議会の事業でありますとか、昨日になりますけれども、自治会町内会の会長さんの会議の場においても、制度の説明、あった〇（まる）の終了についてと新しく始まる事業についての説明をさせていただいているところでございます。

広報でチラシの折り込みをした後に、町民の皆さんからの問合せですとか、お電話いただいた部分は、まずチラシの内容が、文章が沢山書いてあったというところもありまして、ちょっと分かりづらかった、実際に自分の持っているカードはどうなるんだろうという問合せが五、六件ございました。その説明を電話や窓口でさせていただいて、納得していただいたという状況で、鶴川地区でそのような電話を受けておりました。穂別地区については、個人からの問合せはなかったと聞いております。

これからも6月末、7月末で完全終了ですけれども、今事業を利用されている方のもらい忘れといいますか、ポイントが眠ってしまうことがないように、周知には心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） この、一番最初の低所得者層に近い方への対応ということで、道の事業があるのではないかとということで待っていらっしゃるということなんですけど、このコロナ禍になって、むかわ町としては、国が行うほかにも町として本当に、かなり手厚く対応されていたというふうには思っているんですよ。私はね。ただ、やはりそこで、どうしても

基準となるのが低所得者層という非課税世帯みたいになっておりますので、そこにやっぱり、もっと大変な思いをしているみたいな部分の、何ていうんだろう、不満みたいなものというのは、やっぱりあるんですよ。ですから、やっぱり、国や道を待たなきゃならないという事情も分かりますけれども、やはりそういった部分にも少しは目を向けていくという対策を取っていくということが、町長としてあってもいいのではないかというふうに思っているところなんです。何回もいろんなことで要望もさせていただいておりますので、十分分かっていると思うんですが、その辺について町長の考えがあったら伺いたいのと、プレミアム得々の飲食券のことについては、もう本当に町民からの苦情が出ないように、くれぐれもよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それから、この子育て世帯917の、道のほうでお米と牛乳を何か配るといふ、鈴木さん言っていましたけれども、これもやっぱり同じで、道のそういうものも活用しながら、やっぱり町としても膨らませていくということが不公平感をなくしていくことになると思うので、ぜひその辺も含めて町長の御答弁いただけたらと思っております。

それから、高齢者の温泉健康づくり事業。これ本当に、役場のほうに問合せをするという方はいいと思うんです。自分で。ただ、そうはしないで、やはり議員である私に言ってくるというのも多くて、これはちょっと今後、私も提案も含めてお伺ひしていかなきゃならないなと思っている部分なんです。

結局、この前提案されたときに、特定健診等検診を受けたときに、ポイントが3つつくということになっていきますよね。結局、町の何を目的でしているかというのは、もう見えているんです。結局、健診率を上げていきたいと。それでこのあった〇（まる）事業を廃止して、ポイントを、新しい健康づくりをするという。いや、お風呂も今までどおりやって、その上で健康診査に受けていただいたら、またポイントが増えると。こういうふうにしたらよかったんじゃないかなと私は思っているんですけれども、今までやって、七百何人も利用しているものをやめてこの新しい事業というので、これは抵抗あるのは当たり前のお話でね。そういうあった〇（まる）事業もやりつつ、この新しい健康づくりをやるというふうな考えには及ばなかったんですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の物価高騰も含めて、感染症臨時交付金というのが提示されたわけですが、議員も質問の中でも触れていただきましたが……。よろしいですか。

町としても、地域の実情というんでしょうか。それぞれの経済、あるいは生活、暮らしと、

こういったところに照らしながら、可能な限りの独自制度を活用しての対策、対応に努めてきていることは、ここは御理解いただきたいなど。これからにつきましても、国あるいは道のしっかりとした連絡連携と、これと合わせた中でのうちとしての、先ほどから言っている今回の一例挙げますけれども、住民税非課税世帯、これはここだけではないだろうと、接近できるのはどこまで対象を増やせるのかなといったところも、調査を進めた段階で、先ほど担任のほうから説明があったように北海道としての動きというのものもある。

それと、ここにも出しておりませんが、漁業は出ているけれども、じゃ、農業は何で出ないのと。これも農業等とも対応もしてきましたけれども。今後において、これはファーストステージと私は捉えておりますので、ネクストステージにおいて、北海道あるいは国、そして町としての独自というんでしょうかね、独自設計というのもの照らし合わせた中で、可能な限りの切れ目のない対策、対応。努めていければなと考えております。

○議長（野田省一君） 菅原健康福祉課長。

○健康福祉課長（菅原光博君） 私のほうから、あった○（まる）事業について御答弁させていただきます。

あった○（まる）事業につきましては、これまでも議論を重ねてまいりまして、3月の議会で、廃止する方向で御承認いただいたところでございます。今後につきましては、健康むかわチャレンジ事業、こちらのほう6月からスタートすることになると思います。こちらの事業も、まだ出来上がって間もないということもございますので、こういったところに今後、改善等を含めながら、町民の皆さんの御意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 石川総務企画課長。

○総務企画課長（石川英毅君） 先ほど担当のほうからも、昨日行われました自治会町内会連合会の中でも説明をさせていただいたという部分ございましたので、若干私のほうから、そのときの様子をお話したいんですけれども。

特に、説明した後、出席されていた自治会町内会の各会長さんのほうからは、あった○（まる）事業についての質問というものはございませんでしたけれども、ただ、いろいろな手続の関係で、相談来たときには丁寧にやっていただきたいというようなお話があったという部分での報告だけさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 最後に1点だけ。

今、石川課長も答弁していただきましたけれども、私自身もいつも温泉行かせていただいていますけれども、私も対象ですけれども、受け取っていません。どなたが、あった○（まる）事業のスタンプをいただいてお入りになっているかというのは知りません。分からないんです。だから、町内会自治会長さんが、自分の町内会でこのあった○（まる）事業をどなたが使っているかなんて、多分知らないでしょう。知らないと思いますよ。その中で、町がやるんだから丁寧にやってくださいと、それは言うでしょう、きっと。だけれども、あった○（まる）のカードを使っている人というのは、それなりの考えがあって使っているんです。定期券を買えないけれども、たまの自分のために、それを使おうという人もいます。ですから、そういう細かいところまできちんと調査をした上で、だって七百何人も使っているんですよ。758人でしたっけ。この前の3月の議会的时候に。それが決して少ないと思いませんもの。その七百何人が、一々誰かなんて私は知りません。それは、聞いて、ああ、あの方が使っているらしい、この方が使っているらしい、それはお風呂、四季の館では分かっているでしょうね。もちろん押すんですから。でも、私たち一緒に入っている人たちは分かりません。だから、やっぱり、これまで長く続いてきたそういう制度をいとも簡単にやめてしまうようなことがあってもいいのかと。

だから先ほど私が言ったように、あった○（まる）事業はやりながら、そして新しい健康づくり事業に移行していくということをもうちよっと丁寧にやらないと。町への不満ばかり私は聞きたくないんです。ですから、これからもきっと、このことは引きずると思っているんです。ですから、十分私も議論をしていきたいというふうに思っていますが、町長いかがですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 経過については、先の議会等でも触れさせていただきましたけれども、今後に向けて経過措置もつけたということですのでございますから、この経過措置期間というもの、先ほどから申し上げているように、対象をさらに広めた中での町ぐるみの健康づくりの在り方ということで、新しい制度に向けてのより丁寧な詳しい説明、そして各種機会を投じながらの啓発、周知に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり21ページ及び22ページの予算総則、第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時46分